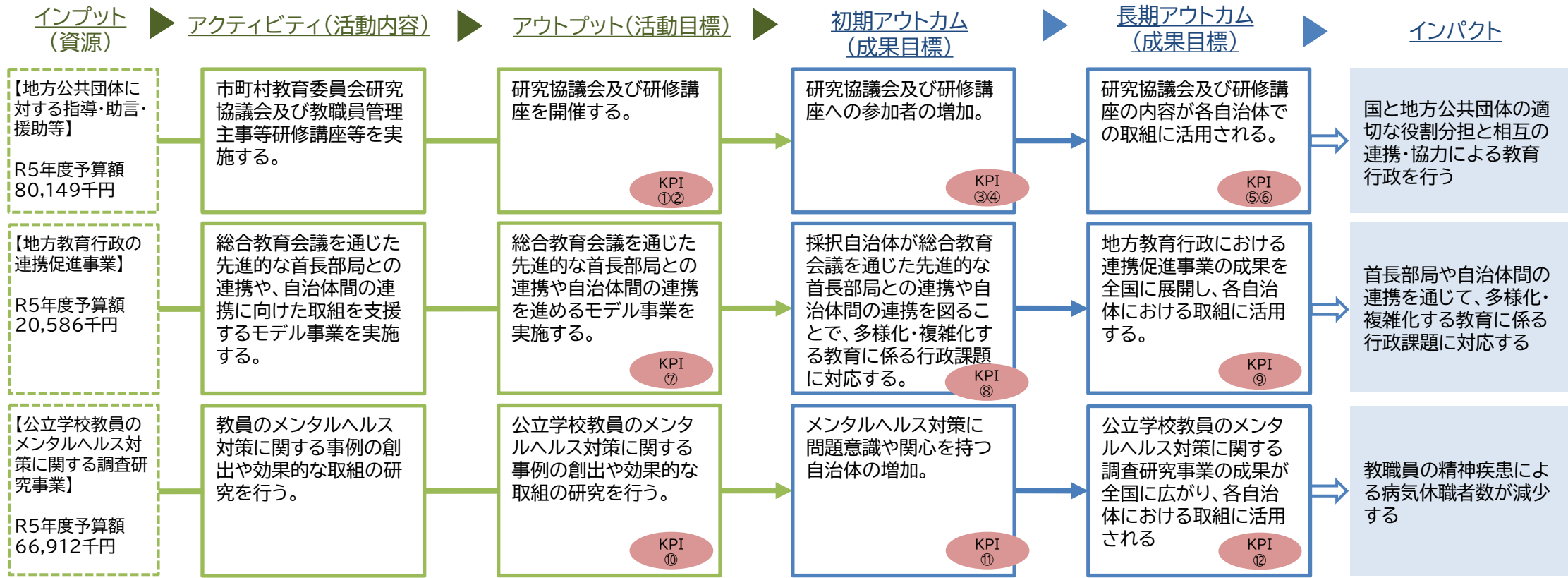


# 「地方教育行政推進事業」ロジックモデル (R5年度予算額:243百万円)

## 本事業の目的

- 教育行政は、学校教育法や地教法等に基づき、国と地方公共団体の適切な役割分担と相互の連携・協力により行われることが重要であり、そのための地方公共団体に対する指導、助言、援助等を実施するとともに、国が政策誘導してしっかり取組を進める必要のある地方教育行政の連携促進、公立学校教員のメンタルヘルス対策への対応、夜間中学の設置・促進等を目的とする。
- 特に夜間中学は、令和3年1月に、菅総理大臣(当時)が衆議院予算委員会において、「今後5年間で全ての都道府県・指定都市に夜間中学が少なくとも1つ設置される」ことを目標とする旨、答弁している。この目標のために、自治体任せにせず、国が必要な自治体に補助金交付等を行い、夜間中学の設置を検討する自治体を増やし、夜間中学の設置促進・充実を図り、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」等の趣旨を踏まえ、多様な児童生徒等の教育機会を保障することを実現する。



## 測定指標と目標値

KPI ①②

・研究協議会、管理主事研修の開催回数  
(令和2年度3回→令和4年度2回)  
(令和2年度1回→令和4年度1回)

KPI ③④

・研究協議会、管理主事研修の参加者数  
(令和2年度215人→令和4年度378人)  
(令和2年度104人→令和4年度119人)

KPI ⑤⑥

・参加者アンケートで「自治体の取組の充実に資する」の割合  
(令和5年度より実施予定)

KPI ⑦

・地方教育行政における連携促進事業の採択件数  
(令和5年度新規事業)

KPI ⑧

・教育に係る行政課題の解決に向けて効果が得られた採択自治体の割合  
(令和5年度新規事業)

KPI ⑨

・首長と教育委員会の連携を進めることができた自治体又は自治体間連携を実施した自治体の割合  
(令和5年度新規事業)

KPI ⑩

・公立学校教員のメンタルヘルス対策に関する調査研究事業の採択件数  
(令和5年度新規事業)

KPI ⑪

・メンタルヘルス対策に関心や問題意識を持つ自治体の数  
(令和4年度40自治体)

KPI ⑫

・「教職員管理主事等研修講座」受講者アンケートで「調査研究事業の成果を各自治体で活用した(する)」と回答した割合  
(令和5年度新規事業)

「地方教育行政推進事業」ロジックモデル (R5年度予算額:243百万円)  
うち、「夜間中学の設置促進・充実事業」ロジックモデル(R5年度予算額:75百万円)

現状・課題

- 義務教育未修了者(未就学者や最終卒業学校が小学校の者)は、全都道府県に存在している。
- 加えて、近年、不登校児童生徒が増加しており、実質的に義務教育を受けられないまま中学校を卒業する者(形式卒業者)も今後増加する。
- コロナ禍で一時減少傾向も見られたが、在留外国人の数も近年、再び増加傾向に転じている。
- 平成28年12月の教育機会確保法の成立以後、政府をあげて、夜間中学の設置促進・充実に向けた取組の推進を行った。教育機会確保法が成立した平成28年度には5都道府県・7指定都市31校の設置であったが、令和5年度は11都道府県・12指定都市44校にまで増えた。令和6年度には17都道府県・13指定都市に52校、令和7年度には21都道府県・15指定都市に58校となる予定である(令和5年4月時点)。
- 自治体においては、具体的な入学のニーズが把握しにくいという声もあると聞かすが、全ての都道府県・指定都市に少なくとも1校設置されるよう、引き続き自治体への支援が必要である。

(現状・課題を示すデータ)

- 令和2年国勢調査  
未就学者:約9.4万人  
(うち外国人約9千人)
- 最終卒業学校が小学校の者:  
約80.4万人(うち外国人約2万人)
- 令和3年度児童生徒の問題行動等調査  
不登校児童生徒数:244,940人
- 出入国在留管理庁(令和4年末)  
在留外国人数:307万5,213人  
※平成24年末:203万3,656人

本事業の目的

- 夜間中学は、義務教育を修了できなかった方や、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した方(形式卒業生)、我が国又は本国において義務教育を修了していない外国籍の方などの教育を受ける機会を実質的に保障するための重要な役割を果たしていることから、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」等の趣旨も踏まえ、新たな夜間中学の設置を促進するとともに、多様な生徒に対応するための夜間中学の教育活動の充実を図る。

インプット  
(資源)

アクティビティ(活動内容)

アウトプット(活動目標)

初期アウトカム  
(成果目標)

長期アウトカム  
(成果目標)

インパクト

【夜間中学の設置促進・充実事業】

R5年度予算額  
総額75,000千円

- (関連施策)
- 教職員定数、加配
  - SC、SSWの配置
  - 施設整備補助
  - 日本語指導に係る支援

- 設置(検討)自治体に対し、夜間中学の新設準備や開設後の円滑な運営の支援
- 自治体向けの説明会を開催し、自治体における更なる夜間中学設置に向けた取組を促すために必要な情報等を提供
- 潜在的ニーズの掘り起こしのため広報物(ポスター等)の作成及び広報動画の周知

- 補助金の交付 **KPI ①**
- 説明会を通じた発信  
(参考)令和4年度夜間中学設置促進説明会への参加人数 約180名
- 広報物を通じた発信  
(参考)令和5年3月に制作した広報動画(本編)の閲覧数 約2500回(令和5年6月16日時点)

- 全都道府県・指定都市で夜間中学設置の検討に着手したことを公表 **KPI ②**

- 全都道府県・指定都市に夜間中学を設置 **KPI ③**

- 義務教育の機会を実質的に保障することで、夜間中学での学びを希望する者のウェルビーイング(Well-being)を実現する。

測定指標と目標値

- KPI①** ・新設準備・運営支援に係る補助金交付自治体数(R5年度見込23自治体→R6年度見込27自治体)
- KPI②** ・夜間中学設置の検討に着手したことを公表していない都道府県・指定都市数(令和5年度22都道府県・5指定都市→令和7年度目標0都道府県・0指定都市)
- KPI③** ・夜間中学を設置する都道府県・指定都市数(令和5年度11都道府県・12指定都市→令和9年度目標47都道府県・20指定都市)

# 15. 地方教育行政の推進

令和5年度予算額  
(前年度予算額)

243百万円  
250百万円)

## 1. 要 旨

教育行政は、学校教育法や地教行法等に基づき、国と地方公共団体の適切な役割分担と相互の連携・協力により行われることが重要であり、そのための地方公共団体に対する指導、助言、援助等に係る経費を計上するとともに、国が政策誘導してしっかり取組を進める必要のある地方教育行政の連携促進、公立学校教員のメンタルヘルス対策、夜間中学の設置・促進等への対応について、必要な予算を計上する。

## 2. 内 容

### ○ 地方教育行政推進事業

#### ◆ 地方教育行政の連携促進事業 21百万円(新規)

多様化・複雑化する教育に係る行政課題に対応していくために、総合教育会議を通じた先進的な首長部局との連携や、自治体同士の連携を支援して、各地域における多様な取組をより一層促していくことで地方教育行政を推進する。

#### ◆ 公立学校教員のメンタルヘルス対策に関する調査研究事業 67百万円(新規)

教職員の精神疾患による病気休職者数が5千人を超える高い水準で推移している現状を踏まえ、各教育委員会において、病気休職の原因分析や教員のメンタルヘルス対策に関する事例の創出や効果的な取組の研究を行う。

#### ◆ 夜間中学の設置促進・充実【再掲】 75百万円(75百万円)

平成28年12月に成立した教育機会確保法及び第4期教育振興基本計画等を踏まえ、①夜間中学の新設・運営補助、②既設の夜間中学における教育活動の充実を図ること等により、夜間中学における就学機会の提供を推進する。

※ 上記のほか、地方公共団体に対する指導助言や連絡協議会等の開催等に要する経費を要求

# 夜間中学の設置促進・充実

令和5年度予算額  
(前年度予算額)

0.8億円  
0.8億円)



文部科学省

## 背景

全国には未就学者が少なくとも約9.4万人、最終卒業学校が小学校の者が約80.4万人いるほか、近年不登校児童生徒が増加（令和3年度は約25万人）。さらに、出入国管理法の改正により、外国人の数が増加。

⇒義務教育を実質的に受ける機会がなかった方にとって、夜間中学がますます重要な役割を果たす。

(参考：夜間中学の設置状況)

令和2年度に1校、令和3年度に2校、令和4年度に4校、令和5年度に4校が新設され、令和5年4月時点で、11都道府県・12指定都市に44校が設置されている。そのうち2校は、不登校特例校を併設。

## 目的・目標

教育機会確保法等（※1）に基づき、義務教育の機会を実質的に保障するため、以下を進める。

（※1）平成28年12月に「教育機会確保法」が成立。「第4期教育振興基本計画」、「経済財政運営と改革の基本方針2023」等で全都道府県・指定都市に少なくとも一つの夜間中学設置を目指すこととしている。

- ・都道府県、指定都市等における夜間中学の設置促進
- ・教育機会確保法第15条に基づく協議会の設置・活用
- ・多様な生徒に対応するための夜間中学の教育活動の充実

## 夜間中学のさらなる設置促進

① 夜間中学新設準備・運営支援（補助事業等） 62百万円

### ◆ 新設準備・運営支援

夜間中学新設準備に伴う協議会等の設置、コーディネーターの雇用、ニーズ調査実施、広報活動などの設置に向けた準備に係る経費及び開設後の円滑な運営に係る経費について、最大5年間措置。

### ◆ 広報活動

教育機会確保法の趣旨や基本指針の内容、夜間中学の活動等を周知するための説明会の開催や夜間中学を周知するポスターを作成・配布等し、国民の理解を増進。（文部科学省直接執行予算）

補助割合

新設準備2年間：1/3 ※上限400万円  
開設後3年間：1/3 ※上限250万円

補助対象経費

諸謝金（報償費を含む。）、報酬、旅費、消耗品費、印刷製本費、図書購入費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、雑役務費、備品費、保険料、委託費

## 夜間中学の教育活動の充実

② 夜間中学における教育活動充実（委託事業） 13百万円

夜間中学における多様な生徒の実態等に応じて教育活動を充実していくために必要な環境整備等の在り方を検証。

- ✓ ICTの活用等を含めた高齢者や外国人向けのカリキュラム開発
- ✓ 不登校経験者支援のための相談体制の整備
- ✓ 他市町村の夜間中学や域内の昼間の中学校、近隣の定時制高校との連携
- ✓ 効果的な学校行事や校外活動等の在り方
- ✓ 教育機会確保法第15条に基づく協議会の設置・活用 など

委託先

夜間中学を有する都道府県、政令指定都市、市町村

委託対象経費

人件費、諸謝金、旅費、借損料、消耗品費（図書購入費を含む。）、会議費、通信運搬費、雑役務費（印刷製本費を含む。）、消費税相当額、一般管理費、再委託費

## 【関連施策】

- ▶ 不登校特例校の設置促進及び教育活動の充実
- ▶ 公立学校施設の整備
- ▶ 学びや生活に関する課題への対応のための教員配置
- ▶ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー活用事業
- ▶ 日本語の指導を含むきめ細かな指導の充実（帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業）
- ▶ 地域日本語教育の総合的な体制づくりの推進
- ▶ 外国人の子供の就学促進事業
- ▶ 多言語翻訳システム等ICTを活用した支援の充実（帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業）

都道府県・指定都市別の夜間中学設置数(平成28年4月時点)

No	都道府県名	学校数
1	北海道	
2	青森県	
3	岩手県	
4	宮城県	
5	秋田県	
6	山形県	
7	福島県	
8	茨城県	
9	栃木県	
10	群馬県	
11	埼玉県	
12	千葉県	1
13	東京都	8
14	神奈川県	
15	新潟県	
16	富山県	
17	石川県	
18	福井県	
19	山梨県	
20	長野県	
21	岐阜県	
22	静岡県	
23	愛知県	
24	三重県	

No	都道府県名	学校数
25	滋賀県	
26	京都府	
27	大阪府	6
28	兵庫県	1
29	奈良県	3
30	和歌山県	
31	鳥取県	
32	島根県	
33	岡山県	
34	広島県	
35	山口県	
36	徳島県	
37	香川県	
38	愛媛県	
39	高知県	
40	福岡県	
41	佐賀県	
42	長崎県	
43	熊本県	
44	大分県	
45	宮崎県	
46	鹿児島県	
47	沖縄県	

No	都道府県名	学校数
48	札幌市	
49	仙台市	
50	さいたま市	
51	千葉市	
52	川崎市	1
53	横浜市	1
54	相模原市	
55	新潟市	
56	静岡市	
57	浜松市	
58	名古屋市	
59	京都市	1
60	大阪市	4
61	堺市	1
62	神戸市	2
63	岡山市	
64	広島市	2
65	北九州市	
66	福岡市	
67	熊本市	

平成28年4月時点で設置している5都道府県(指定都市域を除く。以下同じ。)・7指定都市 31校

都道府県・指定都市別の夜間中学設置数(令和5年4月時点)

No	都道府県名	学校数
1	北海道	
2	青森県	
3	岩手県	
4	宮城県	
5	秋田県	
6	山形県	
7	福島県	
8	茨城県	1
9	栃木県	
10	群馬県	
11	埼玉県	1
12	千葉県	2
13	東京都	8
14	神奈川県	
15	新潟県	
16	富山県	
17	石川県	
18	福井県	
19	山梨県	
20	長野県	
21	岐阜県	
22	静岡県	1
23	愛知県	
24	三重県	

No	都道府県名	学校数
25	滋賀県	
26	京都府	
27	大阪府	6
28	兵庫県	2
29	奈良県	3
30	和歌山県	
31	鳥取県	
32	島根県	
33	岡山県	
34	広島県	
35	山口県	
36	徳島県	1
37	香川県	1
38	愛媛県	
39	高知県	1
40	福岡県	
41	佐賀県	
42	長崎県	
43	熊本県	
44	大分県	
45	宮崎県	
46	鹿児島県	
47	沖縄県	

No	都道府県名	学校数
48	札幌市	1
49	仙台市	1
50	さいたま市	
51	千葉市	1
52	川崎市	1
53	横浜市	1
54	相模原市	1
55	新潟市	
56	静岡市	
57	浜松市	
58	名古屋市	
59	京都市	1
60	大阪市	4
61	堺市	1
62	神戸市	2
63	岡山市	
64	広島市	2
65	北九州市	
66	福岡市	1
67	熊本市	

令和5年4月時点で設置している11都道府県(指定都市域を除く。以下同じ。)・12指定都市 44校

都道府県・指定都市別の夜間中学設置数(令和6年4月時点見込)

No	都道府県名	学校数
1	北海道	
2	青森県	
3	岩手県	
4	宮城県	
5	秋田県	
6	山形県	
7	福島県	1
8	茨城県	1
9	栃木県	
10	群馬県	1
11	埼玉県	1
12	千葉県	2
13	東京都	8
14	神奈川県	
15	新潟県	
16	富山県	
17	石川県	
18	福井県	
19	山梨県	
20	長野県	
21	岐阜県	
22	静岡県	1
23	愛知県	
24	三重県	

No	都道府県名	学校数
25	滋賀県	
26	京都府	
27	大阪府	7
28	兵庫県	2
29	奈良県	3
30	和歌山県	
31	鳥取県	1
32	島根県	
33	岡山県	
34	広島県	
35	山口県	
36	徳島県	1
37	香川県	1
38	愛媛県	
39	高知県	1
40	福岡県	
41	佐賀県	1
42	長崎県	
43	熊本県	1
44	大分県	
45	宮崎県	1
46	鹿児島県	
47	沖縄県	

No	都道府県名	学校数
48	札幌市	1
49	仙台市	1
50	さいたま市	
51	千葉市	1
52	川崎市	1
53	横浜市	1
54	相模原市	1
55	新潟市	
56	静岡市	
57	浜松市	
58	名古屋市	
59	京都市	1
60	大阪市	4
61	堺市	1
62	神戸市	2
63	岡山市	
64	広島市	2
65	北九州市	1
66	福岡市	1
67	熊本市	

令和6年4月時点で設置予定の17都道府県(指定都市域を除く。以下同じ。)・13指定都市 52校

都道府県・指定都市別の夜間中学設置数(令和7年4月時点見込)

No	都道府県名	学校数
1	北海道	
2	青森県	
3	岩手県	
4	宮城県	
5	秋田県	
6	山形県	
7	福島県	1
8	茨城県	1
9	栃木県	
10	群馬県	1
11	埼玉県	1
12	千葉県	2
13	東京都	8
14	神奈川県	
15	新潟県	
16	富山県	
17	石川県	1
18	福井県	
19	山梨県	
20	長野県	
21	岐阜県	
22	静岡県	1
23	愛知県	1
24	三重県	1

No	都道府県名	学校数
25	滋賀県	1
26	京都府	
27	大阪府	7
28	兵庫県	2
29	奈良県	3
30	和歌山県	
31	鳥取県	1
32	島根県	
33	岡山県	
34	広島県	
35	山口県	
36	徳島県	1
37	香川県	1
38	愛媛県	
39	高知県	1
40	福岡県	
41	佐賀県	1
42	長崎県	
43	熊本県	1
44	大分県	
45	宮崎県	1
46	鹿児島県	
47	沖縄県	

No	都道府県名	学校数
48	札幌市	1
49	仙台市	1
50	さいたま市	
51	千葉市	1
52	川崎市	1
53	横浜市	1
54	相模原市	1
55	新潟市	
56	静岡市	
57	浜松市	
58	名古屋市	1
59	京都市	1
60	大阪市	4
61	堺市	1
62	神戸市	2
63	岡山市	1
64	広島市	2
65	北九州市	1
66	福岡市	1
67	熊本市	

令和7年4月時点で設置予定の21都道府県(指定都市域を除く。以下同じ。)・15指定都市 58校